行政通知の読み方・使い方

非常災害時における資金前渡の取扱いについて

各指定都市総務局長、各指定都市議会事務局長宛 総務省自治行政局行政課長通知令和2年3月31日総行行第84号、各都道府県総務部長、各都道府県議会事務局長、

はじめに

1

令和元年地方分権改革に関する提案募集において、「地方分権改革に関する提案募集のおいて、「地方分権改革に関する対応方案がなされ、本稿に関係する提案を含む「令案がなされ、本稿に関係する提案を含む「令和元年の地方からの提案等に関する提案募集に方針」(令和元年12月23日閣議決定。以下「対針」(令和元年2月23日閣議決定。以下「対策を対している。

○令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)

普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、災害時のやむを得ない場合に、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和元年度

知」という。))」を説明することとしたい。 (令和2年3月31日付け総行行第84号、各都 道府県総務部長、各都道府県議会事務局長、各指定都市総務局長、各都道府県議会事務局長、各都道府県総務省自治行政局行政課長通知(以下「通以下、対応方針に基づき発出された「非常以下、対応方針に基づき発出された「非常以下、対応方針に基づき発出された「非常

りしておく。 にとどまるものであることをあらかじめお断なお、文中意見にわたる部分は筆者の意見

分権提案の経緯・趣旨

2

案があった。
時における立替払を追加することについて提おいて、普通地方公共団体の支出方法に災害おいて、普通地方公共団体の支出方法に災害

常の会計処理が不可能となったことや、行政という。)第232条の5第2項に限定列挙されている普通地方公共団体の支出方法に災害時における立替払を追加することで、迅速かつ円滑な災害応急対策活動の実施につなげたいという提案団体からの提案であり、過去の大規模災害発生時に庁舎が続災し、財務システムが使用不可となり、通常の会計処理が不可能となったことや、行政というに対している。

この連載では、自治体法務に 関わる行政通知を取り上げ、 通知の発出元に、発出の背景 や読み方、使い方などを解説 していただきます。

ら、対応が求められたものである。活動に必要なガソリン等の購入について納入言に急対策活動に支障が生じていたことかるための現金がない状況であり、資金前渡をしようにも金融機関も被災しているため、災害応急対策活動に支障が生じていたことから、対応が求められたものである。

3 分権提案に対する対応の概要

1

現行制度の全般の解説

いたが、 う広い表現が用いられたものである。 権者に対して」よりも「債権者のため」と 果が債権者に及ぶように」との意味で、「債 者に対して支出することができないとされて 則が定められている。以前は、 ば、これをすることができない。」という原 方公共団体の支出は、 法第232条の5第1項において、「普通 地方公共団体の支出に関する規定は、 昭和38年の改正により、「支払の効 債権者のためでなけ 債権者以外の 自治 ń 地

とが必要と解されている。
こと、支出の相手方が正当な債権者であること、支出の相手方が正当な債権者であるこまた、支出に当たっては、債務の金額が確

このほか、支出の原則を徹底させた場合に

められている。
の5第2項では、通常の支出方法の特例が定の5第2項では、通常の支出方法の特例が定は、経理運営上不便が少なくないため、経理

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

ることができない。
は、債権者のためでなければ、これをす
第232条の5
普通地方公共団体の支出

方法によつてこれをすることができる。前金払、繰替払、隔地払又は口座振替のめるところにより、資金前渡、概算払、と 普通地方公共団体の支出は、政令の定

支出の原則に対し例外とされている。

扱い、支出として整理するという点において、

示されている。のうち、資金前渡における運用上の取扱いがのうち、資金前渡における運用上の取扱いが

が、 少額支払、出納職員所在地外における支払等 債権者に対して現金をもって支払をする制度 法第168条第1項に規定する会計管理者 である。 を負担し、その債務を履行するために、 あって、当該現金の交付を受ける資金前渡職 の金額を交付して現金支払をさせることで は、 資金前渡とは、 普通地方公共団体の職員に概括的に経費 交付を受けた経費の目的に従って債務 これは、 特定の経費について、 小口支払、多人数に対する 正当 自治

> もって、 費について、支出の特例として認められてい 扱いに不便であり、 員等に現金を交付し、 に、正当債権者でない当該地方公共団体の 未確定であり、 るものである。 直ちに現金支払をするのでなければ、 一旦支出が完結したものとして取り また、 履行期も到来していない 又は支障を来すような経 その職員等の領収書を 債権者又は債権金額が 事務 場合 取

きることが規定されている。 体の職員に対しても資金前渡をすることがで 特に必要があるときは、 必要があるときについて、 歳入の誤納又は過納となった金額を払い戻す 法によっては、 挙されている。そのほか、 治令」という。)第161条第1項に限定列 治法施行令 前渡ができる経費の範囲は、 ような経費に限定されるべきとされ、地方自 また、支出の原則の例外であるため、 (昭和22年政令第16号。 事務の取扱いに支障を及ぼす 他の普通地方公共団 同条第3項では、 同条第2項では、 通常の支出 以下 資金 の方 自

指定、資金前渡金の保管や精算、支出負担行等で定められており、主に、資金前渡職員の地方公共団体の財務規則や会計事務処理要領に関する詳細な事務の取扱いについては、各に関する詳細な事務の取扱いについては、各

為として整理する時期などが規定されている。

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(資金前渡

第161条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金

一~十一(略)

する経費 する経費

十三~十七(略)

2 歳入の誤納又は過納となつた金額を払2 歳入の誤納又は過納となった金額を払ごした。)を前渡することがでにより、その資金(当該払戻金に係る還により、その資金(当該払戻金に係る還として、

(2) 分権提案に関する対応方針

立替払を追加することについては、いわゆる 232条の5第2項に限定列挙されている普まず、提案団体から提案のあった自治法第

そして、

非常災害のため即時支払を必要と

認められていないところである。 私費立替払として、歳出予算外の支出をする があってもそれを超えて支出するおそれがあ り、予算執行の秩序を乱し、職員の不適正な があってもそれを超えて支出するおそれがあ 立替えとなりかねないことから、制度として

しかしながら、提案団体から提案のあったように大規模災害時等においては、庁舎等の常の会計処理が不可能となる事態が起こって常の会計処理が不可能となる事態が起こっており、今後発生するおそれのある南海トラフおり、今後発生するおそれのある南海トラフおり、今後発生するおそれのある南海トラフおり、今後発生するおそれのある南海トラフ

ことから制度として認められていないこと 当があってもそれを超えて支出するおそれが る運用が可能かについて検討が進められた。 えられたことから、立替払と同様の効果とな うな災害時におけるケースの整理は必要と考 とはできないと考えられたが、提案にあるよ 232条の5第2項の支出の特例に加えるこ ていないこともあり、 や、また、 あるなど、予算執行の秩序を乱すことになる ることであり、 負担行為に基づかない歳出予算外の支出をす 災害時においても、 国においても立替払は制度化され 予算がなくても、また予算配 公金の立替払は、 立替払を自治法第 支出

ける運用上の取扱いが整理された。し、現行の支出の特例制度(資金前渡)におする経費が認められている資金前渡に着目

るが、通常であればいては、従前より資金前渡の対象とされてい常災害のため即時支払を必要とする経費につ

自治令第161条第1項第12号における非

事前に一定程度の資金前渡金を用意してお当該現金により支出

き対応

(常時資金)

る。

ている経費であっても、 扱うものであるが、 未確定であり、 第161条第1項に個別列挙されている現金 る経費であれば、 もって、 員等に現金を交付し、その職員等の領収書を に、正当債権者でない当該地方公共団体の 支払について、 資金前渡の制度は、 一旦支出が完結したものとして取り 原則は債権者又は債権金額 履行期も到来していない場合 債権金額や債権者が確定し 理論的には、 前述のとおり、 資金前渡の方法によ 同条で定め 自治令

り支出することは可能と解されている。

具体的な事例として、資金前渡による旅費の精算払においては、選挙事務、災害調査等で、多くの職員が旅行命令により市内出張をするとき、出張が終わった後で精算額を資金能とされている(この場合の経費は、自治令能とされている(この場合の経費は、自治令能とされている(この場合の経費は、自治令の給付に該当)。

定されている。)。 当然ながら、支出の特例となる資金前渡も当然ながら、支出の特別となる資金前渡に なが、この支出負担行為として整理すべき時 で定められており、資金前渡については「資 金を前渡するとき」と規定されている例が多 い(国においても「支出負担行為等取扱規則等 でであられており、資金前渡については「資 金を前渡するとき」と規定されている例が多 いで国においても「支出負担行為等取扱規則等 でされている。)。

より精算することが可能であることが運用上支出に対応するため、この支出を資金前渡に払が実施できず、緊急的に現場の職員による以上を踏まえ、災害により通常の手段で支

の取扱いとして通知により発出された。

(3) 通知の内容

通知の内容については、提案団体が求めるとされ、その取扱いにおいて留意すべき事項とされ、その取扱いにおいて留意すべき事項とされ、その取扱いにより対応することが可能であるとされ、その取扱いにおいては、提案団体が求める

要がある。
要がある。
要がある。

は、通知については、非常災害時における資金前渡の取扱いについて必要を対応で定されている会計事務についての災害対応で定されている会計事務についての災害対応でについては、各地方公共団体においてどの程度まで非常災害時における出を必要とするか、個別に整理しておく必要がある。

以下は、通知の内容である。

①通知の対象となる範囲について

費」を根拠として、対象とされている。に規定される資金前渡による支払が可能である「非常災害のため即時支払を必要とする経る「非常災害のため即時支払を必要とする経

融機関等が被災したことにより、その支払い通知本文では、「地方公共団体又は指定金

に必要となる前渡金の用意が困難である場合を対象とする。」とされており、具体的にどのような災害による被災かまでは指定されていないが、令和元年地方分権改革に関する提案募集で提案のあった災害時の支出とは、台案募集で提案のあった災害時の支出とは、台風や豪雨による災害、東日本大震災など、物風や豪雨による災害、東日本大震災など、物風や豪雨による災害、東日本大震災など、物場合が想定されているところであり、急に現場合が想定されているところであり、急に現場合が想定されているところであり、具体的にど

②資金前渡の事務処理について

おり示されている。 ついて、おおまかな事務処理の方法が次のと 通知では、非常災害時における資金前渡に

非常災害時において緊急的に公金(現金)の支出が必要となる職員(以下「現場職員」という。)は、当該支出の相手方が正当な債権者となり得るか(契約履行の確実性、契約を締結する能力の有無等)を確認することとを結する能力の有無等)を確認することとをおしいかを確認しておく必要があるためでさわしいかを確認しておく必要があるためである。

の支出が必要となる契約内容及び支出予定額現場職員は所属長等(支出命令者)へ、公金次に、実際に現場での支出をする際には、

能である。

おくことにより連絡は不要とすることも可

分類した上で、

その取扱いを事前決定して

ては事案

(支出内容、

上限金額等)ごとに

を連絡し、所属長等から支出の事前承諾を得ることとされている。これは、この時点で支出負担行為が行われるわけではないが、予算出負担行為が行われるのはではないが、予算の範囲内での支出であることを確認すること

事前承諾に関しては、以下の点について通事前承諾に関しては、以下の点について通知で示されており、あらかじめ各地方公共団知で示されており、あらかじめ各地方公共団

○ 所属長等は、現場職員から連絡のあった 契約内容が、緊急に必要な物品等であり、 かつ現金による支払によらなければ対応が 困難であるかについて確認した上で承諾を 行うものとする。○ 現場職員から所属長等への連絡に関して は、非常災害時に通信がつながらない場合 は、非常災害時に通信がつながらない場合

○ 現場職員の所属組織で所管をしていない 現場職員の所属組織で所管をしていない

とが必要である。織へ確認を取るなど、適切に対応をするこ

る。 職員の氏名だけでなく、 明をするものとなるため、 あると考えられる。 名の記載のある領収書を受領しておく必要が の支出として確認できるように団体名と所属 から現場職員を宛名 を実施することとなり、その際、支払相手方 名)とする領収書を受領することとされてい そして、 これは、後の精算時において、支出の証 事前承諾を得た現場職員は、 (団体名・所属名及び氏 地方公共団体として 領収書には、 現場 支払

資金前渡職員と現場職員が異なる必要はな 費を当該前渡金により精算することとされて 渡職員は、 参考資料として添付)。これにより、 やかに現場職員が支出した経費を含む当該災 等により前渡金の準備が可能となり次第、 と考えられる 同 る(その際に現場職員を宛名とする領収書を 負担行為及び支出命令を実施するとされてい 害に要する経費に係る資金前渡について支出 11 . る。 最後に、 となる場合も考えられるため、 この場合、 後日、 現場職員 資金前渡職員と現場職員が 指定金融機関等の機能復旧 (債権者) が支出した経 必ずしも 資金前 速

4 おわりに

ためには、 だきたい。 いた上で、 が重要であり、 近な行政サービスを担う地方公共団体の取組 の運用上 る自然災害等の非常時には、 知により明確化された。 て資金前渡により行うことができることが通 支出の方法については、 地 方公共団体における非常災害時における 一の取扱いについて十分御留意いただ 今回示された資金前渡による支出 非常時の行政運営に役立ててい その必要な取組を滞らせな 昨今、 運用上の取扱いとし 住民にとって身 頻繁に発生す

通知

ついて非常災害時における資金前渡の取扱いに

都市議会事務局長宛 総務省自治行政局行政課長通知 | 各都道府県議会事務局長、各指定都市総務局長、各指定令和2年3月31日総行行第28号、各都道府県総務部長、|

て提案がありました。おいて、災害時の公金の支出の取扱いについおいて、災害時の公金の支出の取扱いについ

和22年法律第67号。以下「法」という。)第本提案の内容については、地方自治法(昭

232条の5第2項に基づく資金前渡の運用りまとめましたので、下記のとおりお知らせり、その取扱いにおいて留意すべき事項を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせ

をお願いします。本通知の取扱いを反映するなど、適切な対応本通知の取扱いを反映するなど、適切な対応計事務についての災害対応マニュアル等へ、また、各地方公共団体で策定されている会

周知願います。 の長及び議会の議長に対しても、この趣旨を 都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)

ます。に基づく技術的な助言であることを申し添えに基づく技術的な助言であることを申し添え

記

1 本通知の対象となる範囲について 本通知は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第161条第1項第12号に規定さ 常災害のため即時支払いを必要とする経費」 常災害のため即時支払いを必要とする経費」 常災したことにより、その支払いに必要となる (昭和22年政 本通知の対象となる範囲について

*

の流れを参考とし適切に対処されたい。 本通知の対象となる非常災害時における資2 資金前渡の事務処理については、次の事務処理2 資金前渡の事務処理について

承諾を得る。
② 現場職員は所属長等から支出の事前公金の支出が必要となる契約内容及び支出の。

4

※ 所属長等は、現場職員から連絡のあっうえで承諾を行うものとする。 かつ現金による支払いによらなけれ が 所属長等は、現場職員から連絡のあっ

ごとに分類したうえで、その取扱いを事場合等も想定されることから、事前承諾 場合等も想定されることから、事前承諾 はっぱい 非常災害時に通信がつながらない

することも可能である。前決定しておくことにより連絡は不要と

現場職員の所属組織で所管をしていな出予算(災害復旧費等)により支出を行う場合(所属長と支出命令者が異なる場合)には、所属長等から当該予算をる場合)には、所属長等から当該予算をる場合)には、所属長等から当該予算を

書を受領する。
名(団体名・所属名及び氏名)とする領収施。その際、支払相手方から現場職員を宛施。その際、支払相手方から現場職員を宛

3

り前渡金の準備が可能となり次第、速やかり前渡金の準備が可能となり次第、速やかいる資金前渡について支出負担行為及びかかる資金前渡について支出負担行為及びを宛名とする領収書を参考資料として添を宛名とする領収書を参考資料として添付。) 資金前渡職員は、現場職員(債権者)が支出した③の経費を当該前渡金により精算する。

以上

*